

令和4年11月21日

内閣府地方創生推進事務局参事官 殿

外務省領事局外国人課長

本邦の医療機関において早急な治療が必要と判断された外国人患者の
査証の発給の取扱いに係る照会について（回答）

令和4年11月16日付け府地事第797号で照会のあった、本邦の医療機関において早急な治療が必要と判断された外国人患者の査証の発給の取扱いについて、下記のとおり回答いたします。

記

本邦の医療機関が作成した緊急性を証明する書類が付されている外国人患者が査証を申請した場合、受入機関において早急な治療が必要であり、かつ、人道的配慮を要する緊急案件として認められるときは、可及的速やかに発給処理を行う。

府地事第 797 号

令和 4 年 11 月 16 日

外務省領事局外国人課長 殿

内閣府地方創生推進事務局参事官

本邦の医療機関において早急な治療が必要と判断された外国人患者の
査証の発給の取扱いに係る照会について

平成 28 年 10 月 26 日に行われた国家戦略特区ワーキンググループにおいて、愛知県より「医療ツーリズム推進に向けた規制改革」が提案されました。本提案については、累次の国家戦略特区ワーキンググループにおける議論の上、令和元年 12 月の国家戦略特別区域諮問会議において、「来日する外国人の医療面での受入環境整備のため、早期治療が必要な場合の滞在期間の延長や再入国時の迅速なビザ発給等が認められる基準・手続の明確化に係る所要の措置について、今年度中の実施を目指す」とされました。一方、その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、外務省においては上記の措置の実施を当面見送ることとしました。

今般、令和 4 年 10 月 11 日に外国人の新規入国制限の見直し等が行われたことを踏まえ、改めて、本邦の医療機関において早急な治療が必要と診断された外国人患者の査証の取扱いについて回答をお願いします。